

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	22	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()		
要望項目名	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>今後5年間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約60万人にのぼる。うち半数以上が後継者未定となっており、現状を放置すると、中小企業等の廃業により多くの雇用が失われ、GDPを押し下げる可能性。</p> <p>そのため、早期の事業承継を促していく施策を講じる必要がある。事業承継にあたり、親族以外に事業承継（売却、M&A）し、経営資源の統合や知見を持った経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展に繋がっているケースも近年増加しつつある。また、他企業や親族外経営者等に経営を引き継ぐ場合に生じる以下の税負担を軽減することにより、事業承継の円滑化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①株式、事業の譲渡益に係る税負担の軽減 ②事業譲渡等により生じる資産の移転等に係る税負担の軽減 		
関係条文			
減収見込額	[初年度] 精査中 (一) [改正増減収額] -	[平年度] 精査中 (一)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>親族以外への事業承継をより一層の円滑に行える環境を整えることにより、経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済・雇用の維持・活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>今後5年間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約60万人にのぼる。うち半数以上が後継者未定となっており、現状を放置すると、中小企業等の廃業により多くの雇用が失われ、GDPを押し下げることなるため、次世代への経営引き継ぎは喫緊の課題。</p> <p>経営者の年齢が若いと売上高が増加する傾向があることから、次世代への経営引き継ぎは、地域経済・雇用の維持・活性化にも繋がる。</p> <p>こうした背景を踏まえ、事業承継施策の推進等は未来投資戦略2017等の政府決定にも明記されているところ。</p> <p>事業承継にあたり、親族以外に事業承継（売却、M&A）し、経営資源の統合や知見を持った経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展に繋がっているケースも近年増加しつつある。</p> <p>こうした多様な手法を用いて事業の再編・統合が活発に行われるインセンティブを与えることにより、次世代への経営引継ぎを加速させることが必要不可欠。</p> <p>「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日） III 地域経済好循環システムの構築 1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上 ii) 金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じた、生産性向上や円滑な事業再生・事業承継、適切な新陳代謝等の促進</p>		

・今後5年程度を事業承継の集中実施期間とし、従来の事業承継支援に加えて、早期・計画的な事業承継準備（プレ支援）、事業承継を契機とした後継者等による経営革新等への支援（ポスト支援）に取り組む。新たに分かりやすい事業承継診断手法を導入し、年間5万件の診断を行うなど施策を抜本強化し、事業引継ぎ支援センターの支援を通じたM&A等の成約件数の年間2,000件を目指す（直近の約5倍）。また、多様化する中小企業・小規模事業者の事業承継の実態を踏まえ、事業承継税制等の効果を検証しつつ、引き続き、事業承継関連制度における対応等について検討する。さらに、地域としての成長性の確保を図るため、地域における中小企業・小規模事業者の事業統合・再編等の効果的な連携について、必要な方策の具体化に向けた検討を行い、本年内に結論を得る。

「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日）

4. 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

（3）中堅・中小企業・小規模事業者支援

地域経済の主役である中堅・中小企業・小規模事業者が経営強化を図り、引き続き、地域経済を牽引していくため、きめ細かな取組を行う。

多様な人材掘り起し等による人手不足や働き方改革への対応、集中実施期間を設けた上での事業承継施策の推進や統合・再編の枠組みの検討及び副業・兼業の推進を含む創業支援を進める。

本要望に
対応する
縮減案

—

ページ

22-1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・推進及び国民生活の安定に寄与すること
	政策の達成目標	本措置は、中小企業の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成31年度末まで
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	中小企業者・小規模事業者の事業再編等を通じた活力の維持・成長に向けた取組を行うものに対して、その課税負担を軽減するものであり、当該措置は有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	中小企業経営者の円滑な事業承継という政策目標を達成するには、中小企業の全て（約380万社）に政策効果が行き渡る税制による措置を講ずることが適當。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—